

障害者計画・第7期障害福祉計画
・第3期障害児福祉計画（案）
【第4章・第5章抜粋】



第4章

施策の展開（具体的な取組の推進）

【今後の方向性】

- 充実：現状からさらに事業を充実させて推し進めていくもの
- 継続：現状から継続して同様に事業を進めて行くもの
- 改善：事業の現状からして、改善が求められるもの
- 検討：市の事業としてこのまま行うべきかの判断を要するもの

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
3 福祉・人権教育の充実	小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関わる福祉体験学習等を行い、多種多様な障がいに対する理解教育を実施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるように努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用します。 また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学び機会を増やします。	福祉・人権に関する学習を実施した学校数 講演会等の参加者数	14校 36人	継続	指導室 自立生活支援課

基本目標1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

基本施策（1）広報・啓発活動

① 広報・啓発活動の充実

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 市民に対する啓発活動の推進	障がいのある人が誤解や偏見等により社会的不利を受けることがないように市民に障がい特性に関する啓発活動を推進し、「小金井市障害者差別解消条例（障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例）」の周知を促します。 また、「障がい」とは何かについて啓発するとともに、障がいのある人に対する理解促進のため、障がい体験・共同活動体験などを活用した市民に対する体験活動の場を提供するなど、今後も障害者週間行事のさらなる充実を図ります。 さらに、出前講座などを活用した市民に対する学習の場を提供するとともに、障がいのある人との交流の場の提供を促進します。	障害者週間行事参加者数（芸術展・物品販売含む）	961人	充実	自立生活支援課
2 市職員の障がいのある人に対する理解促進	市の全ての職員が、障がいのある人の特性や合理的配慮の必要性について理解を深めることができるよう職員課等と連携をとりながら、引き続き管理職を含めた職員研修を実施します。 また、新入職員向けに、自立生活支援課職員から、研修時に説明を行い、理解促進を図ります。	理解促進研修の実施回数・参加人数	2回 27人	継続	自立生活支援課 職員課

② 支えあいのネットワーク

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 関係機関・団体のネットワーク化	小金井市地域自立支援協議会を中心として、今後も障がいのある人の支援に当たっては、福祉・保健・医療・就労・教育等の関係機関、障がい団体、ボランティア・NPO団体等が緊密に連携できるように努めます。 また、困難事例の検討やネットワークづくりにも取り組みます。	地域自立支援協議会実施回数	13回	継続	自立生活支援課
2 サービス事業者との連携	市内のサービス事業者と、定期的に集まる連絡会等を開催しています。今後も各事業者のサービスの質の向上を図ることや、適切なサービスの提供ができる体制を整えることを目的に、サービス事業者との連携を強化していきます。	市と事業所との連絡会実施回数 実事業所数	5回 13事業所	充実	自立生活支援課

③ 「心のバリアフリー」の推進

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 副籍交流の実施	小中学校では、特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地域の小・中学校に副次的な籍をもち、居住地域とのつながりの維持・継続を図る副籍交流が実施されています。子どもの頃から交流する機会を持つことにより、「障がい」や障がいのある人に対する理解の気持ちを育めるよう、効果的な実施に努めます。	副籍交流実施校数 直接交流実施人数 間接交流実施人数	14校 直接交流：19人 間接交流：45人	継続	指導室
2 小金井市障害者差別解消条例の普及啓発	職場での「障がい」や障がいのある人に対する理解促進につながるよう、小学5年生を中心に『すべての人が幸せにくらせる「まち」を作るためのハンドブック』を配布し、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の普及啓発に努めます。	ハンドブックの配布数	1,284部	継続	自立生活支援課
3 障害者週間行事の活用	「障がい」や障がいのある人に対する理解促進のため、障害者週間をさらに広く周知していきます。 また、障がいのある人もない人も幅広く参加してもらえるよう、行事内容（講演・催し・作品展等）の見直し等を図るとともに、障がいのある人の社会参加への意欲が高まるよう努めます。	スペシャルイベントの参加者数 アンケート回収数	69人 101枚	充実	自立生活支援課

基本目標2 障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり

基本施策(1) 障がい児保育・療育・教育

① 障がい児保育・療育・教育の充実

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 特別支援教育の体制づくり	東京都が示している「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」を踏まえて、特別支援教育研修会等の教員研修の充実、各校の校内委員会の充実、小金井特別支援学校との連携強化等、特別支援教育の充実を図ります。 通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒が、障がいの状態に応じた必要な指導・支援が受けられるよう、情報共有の仕組み等連携体制の強化を図ります。	特別支援教育研修会の実施回数・参加人数	5回 100人	継続	指導室
2 特別支援学校等への就学の支援	児童・生徒の心身の障がいの状態や発達の状況に応じて適切な教育と障がいの特性や必要性に応じた合理的な配慮を受けることができるよう、東京都の就学相談システムに準じ就学相談を実施し、特別支援学校・特別支援学級・通常学級(通級利用含む)の就学に際して必要な支援を実施します。	就学相談件数	121件	継続	学務課
3 特別支援教育の充実	発達障がい等があり、集団生活に適切ににくい児童・生徒が、在籍の学級で適切な指導やサポートを受け、周りの子どもたちと良好な関係が築けるよう個々の特性・ニーズにあった支援をします。また、特別支援学級推進委員会を定期的に開催し、特別支援教育に関する課題解決や内容の充実を図るとともに、特別支援教育に関する実践的・専門的な研修を実施し、特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室を担当する教員の指導力の向上を図ります。	特別支援学級推進委員会の開催回数・参加人数	8回 224人	継続	指導室
4 特別支援を要する児童・生徒への支援	特別支援学級に在籍者の通学に当たっては、小学校(1年～3年生対象)にスクールバスを運行し、自力登校の小学校高学年および中学生には交通費を支給しています。また、特別支援学級(知的)に在籍しスクールバスを利用していない児童・生徒に対し、GPSを貸与しています。	スクールバス運行台数 GPS貸与件数 交通費支給件数	3台 10件 35件	継続	学務課
5 教育助成金の支援	教育助成金は、学校教育法により就学義務を猶予又は免除されている保護者等に対するもので、支給を通じて学校へ行くことが困難で自宅学習している児童・生徒を支援します。	教育助成金受給人数	0人	継続	学務課

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
6 児童発達支援センター「きらり」における事業の推進	児童発達支援センター「きらり」は児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業、外来訓練事業および親子通園事業等を実施し、0歳から18歳未満までの心身の発達において特別な配慮が必要な児童並びにその家族に対し切れ目のない相談支援を行います。 また、地域への支援として講演会並びに研修会等を開催し、発達に関する知識の普及啓発にも努めます。	相談件数 講演会(紙面講座除く)の講座数・参加人数	2,253件 9講座 546人	継続	自立生活支援課
7 障がい児保育の推進	市内認可保育施設において、可能な限り特別な配慮が必要な児童(医療的ケア児を含む)の保育を行います。	特別支援保育受け入れ可能園数	34園	充実	保育課
8 障がい児学童保育の充実	障がいのある児童は上限数を設けず、4年生までの受け入れを行っています。児童発達支援センターきらりと連携した学期に1回の相談を継続し、今後も関係各所と連携を図りながら、適切な保育に努めます。	障がい児受け入れ人数	29人	継続	児童青少年課
9 放課後活動の充実	心身の発達において特別な配慮が必要な学齢児の放課後活動の場として、民間事業所のみならず児童発達支援センターにおいても放課後等デイサービス事業を実施しています。利用希望者および事業所共に増加しておりますが、サービスの質を確保しつつ、供給量の確保に努めます。	放課後等デイサービス実利用者数 ⇒障害児福祉計画	250人	充実	自立生活支援課

基本施策(2) 社会参加や就労の促進

① 雇用・就労の促進

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 就職活動の支援	障害者就労支援センターでは、相談件数や就労件数が増加傾向にあります。 今後は、就労の地域開拓の一層の促進やハローワークなどの関係機関と連携をとりつつ、障がい者就労支援の拡大に努めます。 また、手帳を取得できない何らかの支援が必要な人についても就労支援に関するニーズを把握し、適切な就労支援につなげていきます。 さらに、離職を減らすため長期的な視点での相談・支援を実施します。	相談件数 就労人数	7,296件 135人	継続	自立生活支援課
2 市での障がい者雇用の拡大	現在、市の障がい者雇用の状況は法定雇用率は満たしているものの、職員採用試験での採用率は多くはありません。障がいのある人が市職員として働くことができるよう、職場環境の整備に努めるとともに、積極的に採用していくことを検討します。	6月1日現在の 実雇用率	2.95%	継続	職員課
3 市での職場実習の受け入れの検討	市役所での職場実習については定期的に行っていますが、今後は、庁内の各職場に実習生が配置できるよう、仕事の洗い出しや職員の意識をさらに高めていく必要があります。障がいのある人の職場実習を受け入れる体制を整備し、一般就労への移行を支援します。	職場実習の実施回数・参加人数	10回 67人	継続	自立生活支援課
4 福祉喫茶等の充実	現在、栗山公園健康運動センター、障害者福祉センター、貫井北センターにおいて福祉喫茶等を設置し就労支援に努めていますが、今後も新たな設置場所の確保に努めます。	福祉喫茶等の設置箇所数	3箇所	充実	自立生活支援課
5 市の業務の委託等の促進	障がいのある人の福祉的就労の場の充実につなげるため、市の業務の委託等を促進できるよう、国等による障害者就労施設等からの物品調達等の推進等に関する法律の趣旨に鑑み、全庁的に取り組みます。 障がいのある方の就労意欲を高めるためにも、工賃向上へ向けて受注や販売機会の拡大に努めます。	契約件数 金額	102件 18,324,339円	充実	自立生活支援課

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
6 障がい者雇用の促進	<p>障害者就労支援センターが中心となり、ハローワーク等関係機関と連携をとりつつ障がい者雇用の促進に取り組みます。</p> <p>また、地域開拓促進コーディネーターや就労支援・生活支援コーディネーターを設置し、地域雇用の掘り起こしや生活支援も併せて行い、働きやすい環境づくりをめざします。</p> <p>さらに、短時間労働も含め、企業と就労を希望する障がいのある人とのマッチングに取り組みます。</p>	相談件数	2,265件	継続	自立生活支援課
7 一般企業等の職場実習の開拓	<p>一般企業や福祉関連施設等に対しても、障がいのある人への理解・協力を求め、職場実習を行ってもらえるよう障害者就労支援センターを中心に働きかけを行います。</p>	企業相談件数	906件	継続	自立生活支援課
8 中間的就労の場づくりの検討	<p>障害者総合支援法では中間的就労の場として、就労移行支援、就労継続支援A型およびB型事業が制度化されています。多くの障がいのある人が一般就労につながるよう障害者就労支援センターやハローワーク等、労働関係機関と協力連携し、一般就労への移行支援および移行後のフォローアップ支援を積極的に行う事業所の確保に努めます。</p>	就労移行支援、就労継続支援A型及びB型事業事業所数	19事業所	充実	自立生活支援課

② 多様な社会参加の機会づくり

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 障がいのある人の自立をめざす学習の充実	<p>障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、知識・技術を習得できる場を提供します。出前講座による講師派遣・パソコン教室の開催、公民館で行っている青年学級の開催など、学習の場の設定や情報提供に努めます。</p>	障害者福祉センターでのパソコン講習会の実施回数・参加延人数	24回 33人	継続	自立生活支援課
2 障がい者スポーツの支援	<p>スポーツ教室事業の中で障がいのある人を対象に、水泳教室を開くなどスポーツ活動の充実に努めています。</p> <p>今後もスポーツ教室の回数を増やすなど、障がいのある人が気軽に参加できるスポーツ活動の充実に努めます。</p>	スポーツ教室の回数 参加人数	14回 228人	継続	生涯学習課
3 農福連携の促進	<p>「わくわく都民農園小金井」では、市内の障がい者福祉事業所と連携し、障がいのある人の農作業講習や園芸療法等による農福連携事業のモデル化を進めています。障がいのある人が「農」にふれあう機会の創出・支援をしていきます。</p>	実施状況	実施	充実	経済課
4 選挙投票への支援	<p>障がいのある人が円滑に投票を行えるよう、障がいの特性や状況に応じた合理的な配慮をするとともに、その周知に努めます。</p>	投票・投票所における取組項目数 合理的な配慮のための物品の種目数	9項目 6種目	充実	選挙管理委員会
5 文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援	<p>障がいのある人も参加できる文化・スポーツ・レクリエーション活動事業を実施し、豊かで充実した地域活動の促進を図ります。</p>	文化・スポーツ・レクリエーション活動事業の実施回数・参加人数	18回 179人	継続	生涯学習課
6 障がい者通所施設で作成した物品の販売や作品の展示機会の確保	<p>障害者週間行事及びその他の催しとして、障がい者通所施設で作成した物品の販売や、絵画等芸術品の展示会を実施しています。今後も障がいのある人の地域への参加を促進するため、障がいのある人となない人が自然に交流できる場や機会などの環境の整備に努めます。</p>	物品販売や展示会の実施箇所数及び開催日数	物品販売: 4箇所 8日 展示会: 4箇所 48日	充実	自立生活支援課

基本目標3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

基本施策(1) 居宅生活支援

① 自立支援給付

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 訪問系サービス事業（自立支援給付）	訪問系サービス事業には、居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援などがあります。居宅介護は在宅生活を送る上で基本となるサービスです。そこで、身体介護・家事援助・通院等介助についてサービスの質的・量的な充実を図るとともに、制度の適正を維持し、啓発に努めます。 障害者総合支援法に基づき、東京都の指定を受けた事業所が適正なサービスを利用者に対して提供ができていないか、監督体制を強化していきます。	訪問系サービス事業所数	19事業所	充実	自立生活支援課
2 日中系サービス事業（自立支援給付）	日中系サービス事業には、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所などがあり、ひとつつないし複数の事業を利用することができます。 身近な地域で支援を受けられるよう、サービス供給量の確保に努めます。	日中系サービス事業所数	26事業所	充実	自立生活支援課
3 補装具費の給付（自立支援給付）	身体に障がいのある人への補装具費の支給には、東京都の判定が必要なものや区市町村が判断できるものがあります。個々の状況や必要性に応じた適切な支給を行い、身体障がい者（児）の仕事、およびその他日常生活の能率向上を図ります。	補装具費支給件数	177件	継続	自立生活支援課

② 地域生活支援事業

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）	聴覚障がい者等の社会生活上の円滑なコミュニケーションが確保できるよう手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。利用者が限定されている現状にあり、より一層の事業の周知徹底に努めます。	利用延人数 ⇒ 障害福祉計画・障害児福祉計画	103人	継続	自立生活支援課
2 日常生活用具費給付（地域生活支援事業）	障がいのある人への日常生活を容易にすることを目的として日常生活用具費の支給を行います。技術革新などによって種目がニーズに合わなくなることもあるため、随時見直しを行います。難病者に対しても給付を実施していますが、周知不足から利用が少ないのが現状のため、引き続き周知徹底に努めます。	給付件数 ⇒ 障害福祉計画・障害児福祉計画	1,465件	継続	自立生活支援課
3 移動支援事業（地域生活支援事業）	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要な外出や余暇活動および社会参加を目的とした外出のための支援を行います。必要な人が利用できるよう拡充に努めます。 利用者からは通勤、通所、通学の対象化や、また長期休暇期間の支給時間増の要望等があり、支給要件の一部を緩和したところですが、今後も国の動向を注視し、利便性の向上に努めます。	実利用者数 ⇒ 障害福祉計画・障害児福祉計画	114人	充実	自立生活支援課
4 日中一時支援事業（地域生活支援事業）	障がいのある人の日中活動の場を提供するとともに、家族のための就労支援やレスパイトを行います。市内で日中一時支援事業を行っている事業所は、桜町児童ショートステイと障害者福祉センターの2か所しかなく、ニーズに応じた新たな事業所の参入を促進するよう努めます。	実利用人数 ⇒ 障害福祉計画・障害児福祉計画	22人	充実	自立生活支援課
5 訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）	家庭での入浴が困難な身体に重度の障がいのある人に、入浴巡回車を派遣し組立式浴槽を使って在宅での入浴介助を実施します。障害者福祉センターで実施している入浴サービス事業とも連携し、利便性の向上に努めます。	実利用人数 ⇒ 障害福祉計画・障害児福祉計画	10人	充実	自立生活支援課

③ その他事業

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 精神障害回復途上者デイケア事業	回復途上にある精神に障がいのある人が対人関係や日常生活に必要な技術を習得し、社会復帰、社会参加することができるよう支援を行います。市内の公共施設を実施場所とし、利用者のニーズに応じたプログラムを展開していきます。	実施回数・参加延人数	50回 177人	継続	自立生活支援課
2 重度脳性麻痺者介護事業	20歳以上の重度脳性麻痺者が介護を受けることにより、生活圏の拡大を図るとともに、重度脳性麻痺者の福祉の増進が図られることを目的としています。東京都助成分に市上乗せ分を併せて助成を行っています。	派遣日数	312日	継続	自立生活支援課
3 心身障害者介護人派遣事業	在宅の障がい者を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭での介護が困難になった場合、市に登録した介護人を派遣します。障害者総合支援法における代替サービスが確立されていることや利用状況を踏まえ、事業の必要性について検討します。	派遣回数	49回	検討	自立生活支援課
4 心身障害者寝具乾燥サービス事業	寝具乾燥が困難な障がい者に対し、寝具乾燥車により寝具乾燥を行います。現状での利用者は少人数となっており、周知徹底を図りつつ、利用状況を踏まえ、事業の継続について検討します。	実利用人数・利用回数	2人 18回	検討	自立生活支援課
5 精神障害者配食サービス事業	在宅の精神障がい者に配食サービス事業を提供することにより、その自立と食生活の質の確保を図り、併せて安否の確認を行っています。	実利用人数・配食数	42人 5,270食	継続	自立生活支援課

基本施策（2）施設サービス

① 施設サービスの充実

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 居住系サービス事業	居住系サービス事業には、施設入所支援・介護サービスを含む共同生活援助（グループホーム）がありますが、市内には入所施設がないことから、施設での生活を余儀なくされている人は他市の入所施設を利用しているのが現状であるため、事業所の新規開設に向けた取組を進めます。 また、障がいのある人の地域移行が求められる中、グループホームなどの居住環境の整備・充実に努めます。	居住系サービス事業所数数	15事業所	充実	自立生活支援課
2 通所系サービス事業	通所系サービス事業には、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）がありますが、市内には利用希望が高い知的障がい者が通う生活介護事業所が不足しているため、整備・充実に努めます。 また、市内の利用の現状を的確に把握できるよう、連携体制の強化を図ります。	通所系サービス事業数	23事業所	充実	自立生活支援課

基本施策（3）相談支援・情報提供体制

① 相談支援体制の充実

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 市の自立生活支援課の窓口	自立生活支援課では、三障がいあわせ相談支援を行っています。窓口では保健師2名、精神保健福祉士4名を配置し、専門的な相談等に対応しています。 また、障がい者本人に係る差別に関する相談や、虐待に関わる相談・通報も受け付けています。 相談支援につながっていない人への働きかけも含め、相談窓口及び事業内容の周知を図ります。	職員配置状況	6人	継続	自立生活支援課
2 障害者地域自立生活支援センター	障害者地域自立生活支援センターでは、相談専門員やピアカウンセラーによるきめ細かい相談支援を行っています。 障がい者本人に係る差別、虐待や権利擁護を含めた障がいのある人の生活全般に関わる相談にも対応しています。今後も、障害者地域自立生活支援センターの機能のさらなる充実に努めます。 また、基幹相談支援センターを中心として相談に即応できる体制に努めます。	相談件数	3,904件	継続	自立生活支援課
3 地域活動支援センター	地域活動支援センターでは、きめ細かい相談に基づき、利用者の社会参加の促進を図るため、ニーズに応じたプログラムを展開し、社会適応訓練や日常生活支援、地域交流活動等を実施しています。事業内容や職員配置等によってI～III型までの類型があります。	利用延人数	I型： 3,309人 II型： 1,915人	継続	自立生活支援課
4 障がい者相談員活動の実施	障がいのある人やその家族が自己の経験に基づいて、障がいのある人等の相談（ピアカウンセリング）を行います。 様々な相談内容や相談者に対応でき福祉制度等に精通した相談員が必要であるため、研修や情報交換等を行い相談員のスキルアップに努めます。	身体障害者相談員・知的障害者相談員の相談件数	身体障害者相談員： 13件 知的障害者相談員： 13件	継続	自立生活支援課
5 ケアマネジメント（個別の支援計画）の拡充	指定特定相談支援事業者は、障がいのある人の必要性に応じてサービス利用計画を作成するサービス（計画相談支援）を提供し、作成費を市に請求することができます。増加する利用者のニーズに応えられるよう、指定特定相談支援事業所の拡充に努めます。	指定特定相談支援事業所数	13事業所	充実	自立生活支援課
6 相談支援専門員の養成	障害者総合支援法では自立支援給付にサービス利用計画作成費が位置づけられており、ケアマネジメントが制度化されています。今後もサービス利用計画作成対象者が拡大され需要が増加することが見込まれるため、東京都と連携しながら相談支援専門員の養成に努めます。	4月1日現在の相談支援専門員数	26人	充実	自立生活支援課

② 情報提供体制の充実

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 「障がい者福祉のてびき」の発行	障がい者福祉施策に関わる制度全般について網羅した「障がい者福祉のてびき」を発行しています。最新の情報提供のため、随時細かい内容変更に対応します。 また、市ホームページ上でも閲覧・ダウンロードできるようになっています。今後も情報を必要とする人に広く提供できるように努めます。	ホームページ閲覧数	1,941	継続	自立生活支援課
2 「小金井市障害福祉サービスガイドライン」の発行	障害福祉サービス及び児童通所支援の支給決定の流れ、サービスの種類、対象者等を示した「小金井市障害福祉サービスガイドライン」を発行しています。サービスの標準支給量は国による報酬改定に合わせて改定が必要なため別冊で発行し、必要に応じて対応します。利用者やその家族、支援者等に基準として示すため、市ホームページ上で公開しています。	ホームページ閲覧数	154	継続	自立生活支援課
3 公共施設における情報提供	身近なところで情報を入手できるよう、行政や民間団体が提供するサービスや催し物に関する冊子やパンフレットを市役所庁舎はもちろんのこと、保健センター、障害者福祉センター、図書館等、障がいのある人が随時訪れる場所で欲しい情報が得られるよう努めます。	実施状況	実施	継続	自立生活支援課
4 市のホームページでの情報提供	インターネットを活用することにより、誰もが容易に情報を入手できるようホームページ機能（申請書のダウンロード、検索機能など）の使い易さの向上に努めます。	実施状況	実施	継続	広報秘書課

③ 包括的支援体制の整備

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 福祉総合相談窓口との連携	複合化・複雑化している福祉課題や相談ニーズに応え、情報共有や課題の整理、切れ目のない伴走型の支援につなげていけるよう、福祉相談窓口との連携を強化していきます。	支援調整会議の開催回数	35回	充実	地域福祉課 自立生活支援課
2 地域活動支援センターの充実	地域活動支援センターを中心に、世代や属性を超えて、すべての住民が交流できる場や居場所の構築を目指します。	地域活動支援センターにおける市民団体の登録団体数・延利用人数	—	充実	自立生活支援課
3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉関係者等と連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	精神保健福祉連絡協議会等の開催回数	協議会： 3回 部会： 4回	継続	自立生活支援課

基本施策（4）保健・医療

① 保健・医療の充実

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 医療・リハビリテーション相談の充実	障がいのある人が適切な医療やリハビリテーションを受けることができるよう医療機関窓口や市内の医師会、歯科医師会等と連携しながら相談支援を行います。	実施状況	実施	継続	自立生活支援課 健康課
2 療育相談	障がいのある児童や、疾病により長期に療養を要する児童を対象に、専門員による相談や指導を行います。	障害児相談支援の支給件数	293件	継続	自立生活支援課
3 歯科相談	通院が困難な障がいのある人等に対し、歯科医師会と連携して、かかりつけ医の紹介を行っています。また、障がい者（児）の施設において、口腔健康維持のためのアドバイスを行っています。	対応件数	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	継続	健康課
4 障がいの早期発見	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障がいを早期発見し、その障がいにあった適切な支援を行い、障がいの早期発見・療育ができるよう、子への健康診査と適切な関係機関への紹介等相談の充実に努めます。	乳幼児経過観察健康診査の人数 乳幼児発達健康診査の人数 1歳6か月経過観察健康診査(心理)の人数 3歳児経過観察健康診査(心理)の人数	乳幼児経過観察健康診査：61人 乳幼児発達健康診査：22人 1歳6か月経過観察健康診査：96人 3歳児経過観察健康診査：88人	継続	健康課
5 障がい者健康診査	16～39歳の障がいのある人を対象に集団方式で健康診査を実施しています。必要に応じて、内容について適宜検討しながら、引き続き、保健センターで集団健康診査を行っていきます。	件数	33件	継続	健康課
6 医師による訪問健康診査	小金井市の国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者であり、40歳以上の在宅重度障がい者は、希望により家庭に医師が訪問し、健診を行います。	件数	6件	継続	保険年金課

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
7 精神保健福祉相談・医療相談	精神障がいのある人に、障害福祉サービスに関することや日常生活・社会生活における困りごとについて、個別相談、助言、支援を行っています。障害者福祉センターでは専門医による相談・指導も実施しています。 対応困難なケースについては、保健所や精神保健福祉センター等の関係機関と連携しながら支援を行います。	精神保健福祉相談の相談者延人数 医療相談件数	1,312人 0件	継続	自立生活支援課
8 リハビリテーション体制の整備	障害者福祉センターで、障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練）を行っています。障がいに起因する多様なニーズに応じたリハビリテーションを行い、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう身体機能や生活能力の維持または向上を図っています。	利用延人数	443人	継続	自立生活支援課

② 医療に対する助成

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 心身障害者（児）医療費の助成	国民健康保険や組合健康保険などの公的な医療保険に加入している一定の障がいのある人に対して、医療機関に支払う自己負担金の助成を行っています。	受給者数	682人	継続	自立生活支援課
2 自立支援医療の充実	身体や精神の障がいを除去したり軽減したりするための医療費を助成します。障がい児に対する育成医療、身体障がい者に対する更生医療、精神障がい者に対する通院医療があります。原則1割負担ですが、所得等に応じて負担軽減策を講じています。	育成医療・更生医療の給付実人数 精神通院の申請者数	育成医療：4人 更生医療：75人 精神通院：2,206人	継続	自立生活支援課

③ 重度障がい・医療的ケア児（者）支援の充実

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 重症心身障がい児（者）等への支援	訪問看護サービスを利用し、在宅で介護を受けている重症心身障がい児（者）等を対象に、レスパイト事業を実施しています。訪問看護事業所から看護師等を派遣し、重症心身障がい児（者）の健康を保持するとともに、介護する家族等の負担の軽減を図っています。 また、保健所と連携し、医療依存度の高い重症心身障がい児（者）の支援を行っています。	重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業の利用登録者数	5人	継続	自立生活支援課
2 医療的ケア児（者）とその家族等への支援の推進	医療的な支援が必要な児（者）に対して適切な支援を行うため、医療的ケア児（者）のニーズの把握に努め、必要なサービスが利用できるよう、保健、医療、福祉、教育、子育て等の関係機関による協議の場の意見等も踏まえ、サービスの提供体制の構築を進めます。	医療的ケア児支援連携推進協議会等の開催回数	協議会：2回 関係課会議：4回	継続	自立生活支援課 健康課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 学務課 指導室

基本施策（5）経済的支援

① 手当等の支給

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 障害基礎年金・特別障害給付金	障害年金の制度について相談者にわかりやすく説明をし、受給につなげられるよう相談体制の充実を図ります。	相談件数 請求件数	相談:88件 請求:42件	継続	保険年金課
2 特別障害者（児）手当等の支給	在宅の重度障がい者（児）で、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給します。（国制度）	受給者数	199人	継続	自立生活支援課
3 特別児童扶養手当の支給	20歳未満で、知的または身体に中度以上の障がいのある児童を扶養する父母または養育者に対して手当を支給します。（国制度）	受給者数	140人	継続	自立生活支援課
4 東京都重度心身障害者（児）手当の支給	在宅で、著しく重度の知的または身体障がい者（児）に対して手当を支給します。	受給者数	73人	継続	自立生活支援課
5 児童育成手当（障がい）の支給	20歳未満で、知的または身体に重度の障がいのある児童を扶養する父母または養育者に対して手当を支給します。	受給者数	77人	継続	子育て支援課
6 心身障害者福祉手当の支給	身体障がい者手帳、愛の手帳所持者、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方に障がいの程度等に応じ手当を支給します。	受給者数	1,302人	継続	自立生活支援課
7 難病者福祉手当の支給	原因が不明確で治療方法が未確立な指定された疾病のため、現在治療を受けている方に手当を支給します。	受給者数	814人	継続	自立生活支援課

② 諸料金等の助成

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 障がい者（児）日常生活用具費の自己負担分の助成	日常生活用具費（排泄管理支援用具）の交付に要した自己負担分の一部を市が助成します。	助成件数	61件	継続	自立生活支援課
2 診断書料の助成	身体障がい者手帳、愛の手帳および精神障がい者保健福祉手帳申請のための診断書料に対して、3,000円を限度として助成を行います。	助成件数	554件	継続	自立生活支援課

③ 料金等の減免

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 下水道料金の減免	身体障がい者手帳または愛の手帳を所持する方がいる世帯で、市民税所得割が非課税の世帯に対して下水道料金の減免を行います。	減免件数	195件	継続	下水道課
2 軽自動車税の減免	身体障がい者手帳、愛の手帳または精神障がい者保健福祉手帳を所持する方の移動のために使用する軽自動車で、一定の条件を満たす場合に軽自動車税を減免します。	申請件数 減免決定件数	申請:135件 減免:133件	継続	市民税課

基本施策（6）サービス利用に結びついていない人への支援

① サービス利用に結びついていない人への支援

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 高次脳機能障がいへの対応	高次脳機能障がいの方やそのご家族に対して、障害福祉サービスなどの相談を窓口で受けています。適切なサービスにつなげられるよう努めます。 また、高次脳機能障害や、その中でも特に、言葉に関わる働きをする部分の損傷による失語症などは、「見えない障がい」とも言われ、誤解されやすいことから、社会の理解が得られるよう周知を図ります。	小金井市障害者地域自立生活支援センター相談件数	107人	継続	自立生活支援課
2 障がい者手帳を持たない要支援者への支援	発達障がいや高次脳機能障がいのある人は、手帳を保持しているか否かにかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象となり、支援を必要とする方に対し、必要なサービスを提供します。 また、障がい者支援に係る人を対象に研修等を実施し、難病、高次脳機能障がい、発達障がい等に関する知識の普及に努めるとともに、こうした障がいに関する専門的知識を有する人材の育成に努めます。	小金井市障害者地域自立生活支援センター難病・高次脳機能障害講演会の実施回数・参加者数 小金井市児童発達支援センターの支援者向け研修の実施回数・参加者数	難病講演会:1回・16人 高次脳機能障害講演会:1回・25人 支援者向け研修:2回・112人	継続	自立生活支援課
3 サービス利用に結びついていない人に対する支援策の制度化についての働きかけ	サービス利用に結びついていない難病や、軽・中度の視覚・聴覚障がい者など制度の谷間にある人に対する支援策が、早期に確立、制度化されるように、国や東京都への働きかけを引き続き行っています。	国・都等への要望件数(回数)	1回	継続	自立生活支援課
4 発達障がいへの対応	発達障がい者支援の一層の充実に向け、相談支援体制を構築するとともに、発達障がいに関する広報や啓発に努め、関係部署との連携により施策を推進します。 また、地域の身近な場所で必要な支援を受けることができるよう発達支援事業の整備を行い、医療機関との連携を図っていきます。	小金井市障害者地域自立生活支援センター相談件数	154人	継続	自立生活支援課
5 医療的ケア児コーディネート事業	令和5年7月に医療的ケア児相談窓口を設置しました。医療的ケア児及びその家族が、状況に応じた適切な支援を受けることにより地域で安心して暮らしていけるよう、サービスにつなげていない対象児の把握に努め、切れ目のない支援を行います。	支援対象児支援記録の登録者数	—	充実	自立生活支援課

基本目標4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり

基本施策（1）自由な移動の確保

① 自由な移動の確保

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 タクシー代やガソリン費の助成	通院や買い物など、日常生活の移動の助けとなるよう、タクシー代やガソリン費の一部を助成し、福祉の増進を図ります。 また、利用を促進するため、申請方法の見直しについて検討します。	助成延件数	タクシー代:839件 ガソリン費:762件	充実	自立生活支援課
2 自動車教習費用の助成	障がいのある人の自立生活を支援するため、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。	助成件数	1件	継続	自立生活支援課
3 自動車改造費用助成	身体に障がいのある人が運転できるよう自動車を改造する際に、その改造費用の一部を助成します。	助成件数	1件	継続	自立生活支援課
4 各種交通機関の運賃及び通行料の割引	令和5年4月のココバス再編に伴い、障害者割引を導入しました。また、都営交通については、無料乗車券(証)の発行を行っています。 鉄道や航空機などの各種交通機関の運賃や通行料の割引について周知し、利用の促進を図ります。	都営交通無料乗車券(証)の発行件数	298件	継続	自立生活支援課
5 ハンディキャップ運行等の支援	通院や買い物など、日常生活の移動の助けとなるハンディキャップ運行等を行う民間団体を支援するための補助金の交付を行います。	補助対象事業の運行回数	5,184回	継続	自立生活支援課

基本施策（２）情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援

① 情報アクセシビリティの向上

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 「声の広報」の製作	電話による案内・市報掲載等により「声の広報」（デジCD、CD、市ホームページに掲載による広報）の普及に努めます。声の広報は「対面朗読の会」の協力により録音しています。今後もさらなる利用促進に努めます。	利用者数	20人	充実	広報秘書課
2 「声の議会だより」の製作	市議会定例会または臨時会開催後に発行される「こがねい市議会だより」を市内のボランティアグループの方がデジCD等に収録し、「声の議会だより」として視覚障がい者へ郵送しています。今後も周知徹底を図り、より多くの人に利用してもらうよう努めます。	利用者数	9人	充実	議会事務局
3 幅広いコミュニケーションのできる職員の養成等	現在、手話のできる職員については、自発的に取り組んでいただくものとして、有志による自主研修の形で行っています。今後は職員課等とも調整しながら、聴覚障がい者の申請手続き等の支援を行うため、手話だけでなく、筆談の研修を行うなど、総合的な窓口対応向上に努めます。	筆談研修等の実施検討	未実施	改善	自立生活支援課
4 審議会等への手話通訳者の配置	市民参加条例の理念から、聴覚障がい者も傍聴可能な会議を傍聴できるようほとんどの課において手話通訳を配置するよう努めています。今後も公的で傍聴可能な全ての会議について、手話通訳者を配置するよう努めます。	手話通訳配置可能な審議会数	4件	充実	自立生活支援課
5 公的発行物への点字等整備	公的に発行された印刷物について、視覚障がい者には点字や音声コード付随の文書を個別に送付しています。今後も必要に応じて音声コード付随の発行物の作成を行うとともに、活字読み上げ装置の公共施設等設置の充実をめざします。	音声コード付随の発行物の作成状況	4件	充実	自立生活支援課
6 点字図書の提供	定期的に点字図書の供給をしていますが、利用が少ないため利用者への周知に努め、サービスの普及を進めます。	点字図書の蔵書数	202件	継続	図書館
7 対面朗読の実施	対面朗読の充実を図るとともに、幅広い利用者への周知ができるよう努めます。	対面朗読の利用件数	2件	継続	図書館
8 デジCD図書への対応	「対面朗読の会」の協力により、デジCD図書を作成しています。利用者へのデジCD機器の貸し出し、他区市町村との協力を行うことで、デジCD図書のさらなる充実を努めます。	デジCD図書の蔵書数 貸出数	蔵書:79冊 貸出:36件	充実	図書館

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
9 音声媒体・テキストファイルによる情報提供	視覚障がい者の情報入手を支援するため、印刷物の情報をデジCD等の音声媒体やテキストファイル（パソコンの音声変換ソフトを使用し、情報を入手できるようにするため）で提供します。市ホームページや市報、議会だより等対応していますが、今後も必要なものに関して提供できるよう努めます。	声の議会だより・声の広報の発行数 デジCD図書の作成数	声の広報:24件 声の議会だより:4件 デジCD図書:7件	継続	広報秘書課 議会事務局 図書館

② 意思疎通支援の充実

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 障がい特性やコミュニケーション手段（ツール）の確保及び理解促進	障がい者の日常生活や社会生活における社会参加のためのコミュニケーション手段（ツール）を確保するため、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保に努めます。 また、様々な障がい特性や状況に応じてコミュニケーションの支援を行うには、障がい特性やツール（字幕、手話通訳、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音声解説、平易な表現（やさしい日本語）等）に関する理解がさらに重要です。コミュニケーション支援を円滑にできるよう、市民への理解促進を図ります。	手話奉仕員養成講座・手話通訳者養成講座の講座数・受講者数 研修事業の実施回数・参加者数	奉仕員講座:2講座・57人 通訳者講座:2講座・5人 研修事業:1回・38人	継続	自立生活支援課

基本施策（3）住まいの確保・整備

① 住まいの確保・整備

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 グループホームの整備	中・長期的な展望のもとに障がいのある人の居住に関する需要を把握し、その動向を見極めながら、グループホームの導入促進を行います。 また、障がいのある人が独立して地域生活を送れるための多様な住宅の確保の在り方について調査・検討し、地域生活に必要な居住環境の確保に努めます。	グループホーム数	15事業所	充実	自立生活支援課
2 市営住宅の優先申込	車いすを利用する方が入居できるようにスロープを設置している市営住宅については、障がいのある人等が優先的に入居できるようにしています。 今後も障がいのある人、障がいのある人と同居の親族に対して、市営住宅へ優先的に入居できるよう配慮します。	市営住宅車椅子専用住戸の確保数	2戸	継続	まちづくり推進課
3 障害者住宅入居等支援事業の実施	一般住宅への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な手続等に係る支援を行うとともに、生活上の課題に応じた相談支援を行います。	入居手続等の支援件数 生活上の課題の相談件数	手続等支援：4件 相談件数：459件	継続	自立生活支援課
4 公営住宅のバリアフリー化	公営住宅の建替え等に当たっては、公営住宅に住む障がいのある人が生活しやすくなるよう、公営住宅のバリアフリー化を推進します。	建替え時のバリアフリー化の施工件数	建替え事例なし	継続	まちづくり推進課
5 重度身体障害者（児）住宅設備改修費の助成	重度身体障がい者（児）の日常生活の利便を図るため、住宅設備改修費の一部を助成しています。	給付件数	1件	継続	自立生活支援課
6 重度知的障害者（児）在宅設備改修費の助成	重度知的障がい者（児）の騒音、安全対策のための住宅設備改修費に対する助成についてのニーズ等を把握し、他制度により補い合うことができないかも含めて、国や都の方針・他自治体の動向等を見極めつつ検討を行います。	実施状況	未実施	改善	自立生活支援課
7 住宅相談の充実	障害者地域自立生活支援センターにおいて、身体状況に応じた住宅のバリアフリー化を希望する障がいのある人に対して、住宅設備改修の相談・助言を行います。	相談件数	3件	継続	自立生活支援課
8 障害者支援施設の確保のための取組	障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、障害者支援施設の設置が求められています。 障害者支援施設の確保に向けて、新規開設に必要な支援等の検討を進めます。	障害者支援施設数	未設置	充実	自立生活支援課

基本施策（4）災害発生時の支援

① 防災意識の向上

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 防災意識の向上	災害による被害を最小限に食い止めるため、平常時から、地域住民と連携した防災訓練を実施するとともに、防災講座などを通じて、防災知識の普及啓発を図ります。	出前講座の参加人数	32人	継続	地域安全課
2 災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実 ※他計画再掲	災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない障がいのある人等を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成しています。さらに、地域の方に「支援者」となっていただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備して、安心して暮らせるまちづくりを目指すためのモデル地区事業を実施しています。 避難行動要支援者への支援対策を充実させるため、避難行動要支援者本人の自己防衛意識の向上や、名簿記載の必要性に対する理解促進を図ります。	年度末現在の障がい者の名簿登録者数	413人	充実	地域福祉課

② 災害発生時の体制整備

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 災害発生時の体制整備	障がい者が災害時に安心して過ごせるよう、福祉避難所の確保に努めます。 また、災害発生時に適切な対応・支援ができるよう、定期的に福祉避難所の開設訓練を実施し、運営体制の充実に努めます。	災害発生時における福祉避難所の設置数 福祉避難所の開設訓練実施回数	福祉避難所：26施設（うち障がい者（児）関係施設10施設） 開設訓練：1回	充実	地域安全課 自立生活支援課
2 地域ぐるみの支援体制	障がいのある人の個々の特性への配慮の必要性を踏まえ、地域の障がい者関係団体等と連携し、地域全体での取組体制を構築します。 また、障害者福祉センターでは、地域が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域との協力関係を構築します。	地域における防災訓練への参加人数	新型コロナウイルス感染症の影響で不参加	継続	地域安全課 自立生活支援課



第5章 数値目標とサービスの見込量

(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における目標の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込
令和5年度末の施設入所者数	60人	58人	58人
令和5年度末までの地域生活移行者数	4人	1人	4人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	7回	7回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	13人	13人	20人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	年1回以上	整備中	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込
令和5年度の一般就労移行者数（就労移行支援）	10人	19人	16人
令和5年度の一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人	0人	0人
令和5年度の一般就労移行者数（就労継続支援B型）	2人	1人	0人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	48人	24人	23人

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	設置済	設置済	設置済
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	実施する	実施済	実施済
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済	確保済	確保済
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保済	確保済	確保済
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置予定	設置済	設置済
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置予定	配置検討	配置済

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込
総合的・専門的な相談支援（実施の有無）	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	2件	3件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（研修含む）	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	6回

2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和8年度末の施設入所者数	55人	令和4年度末時点（58人）から5%削減 【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減】
令和8年度末までの地域生活移行者数	4人	令和4年度末の施設入所者数（58人）の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】

○目標達成のための方策

施設入所者及び出身世帯の状況を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者に対して、サービスの調整・確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活への支援を行っていきます。

また、生活の場の確保、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点等の整備に取り組めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標値		設定の考え方
令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	10人	【国指針：当該市町村が属する都道府県が、当該市町村の区域における令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定める】

活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	13人	13人	13人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	5人	5人	5人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	27人	29人	31人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	42人	45人	49人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	18人	22人	26人

○目標達成のための方策

自立支援協議会において精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する課題抽出、課題解決のための目標設定や取り組みを継続します。また、より多角的な視点から課題を捉え解決に向けた取り組みを行うため、引き続き協議の場の充実を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目標	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	【国指針：令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本】
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	【国指針：令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本】

活動指標

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置か所数	面的整備型	1か所	1か所	1か所
	多機能拠点整備型			
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数		1回	1回	1回
強度行動障害を有する者への支援体制の充実		検討	検討	検討

○目標達成のための方策

地域生活支援拠点等を障害者の生活を地域全体で支える核として機能させるため、基幹相談支援センターと連携し、関係者への研修等を行います。また、運営する上での課題を共有できるよう、拠点等に関するすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値		設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	26人 (1.28倍増)	令和8年度末時点で、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和4年度実績値(20人)の1.28倍増 【国指針：令和3年度実績の1.28倍以上】
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	25人 (1.31倍増)	令和8年度末時点で、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和4年度実績(19人)の1.31倍増 【国指針：令和3年度実績の1.31倍以上】
就労継続支援事業からの一般就労への移行者数	2人 (1.28倍増)	令和8年度末時点で、就労継続支援A型及び就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和4年度実績値(B型1人)の1.28倍増 【国指針：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上(A型)、1.28倍以上(B型)】
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	2事業所	令和8年度末時点で、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上 【国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上】
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	60%	令和8年度末時点で、一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合。令和4年度実績値(19人中8人)の1.41倍増 【国指針：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上】
就労定着支援事業所の就労定着率8割以上の事業所の割合	50%	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を5割以上。【国指針：令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本】

○目標達成のための方策

障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を進めながら、障害のある人の就労を支援していきます。

また、特別支援学校等卒業生を含めた障害のある人の就労支援をより一層推進していくため、特別支援学校等との連携も強化していきます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目標	設定の考え方
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	【国指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本】
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	【国指針：令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本】
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	【国指針：令和8年度末までに、各主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本】
令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	【国指針：保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	

活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	15人	15人
ペアレントメンターの人数	2人	3人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	検討	検討	検討

○目標達成のための方策

地域の関係機関や団体と連携しながら、新たな事業所の参入を促進し、整備等を行います。

また、医療機関等との一層の連携により、子ども一人ひとりの障害特性に応じて、適切な対応により健全な発達が促せるよう支援の質の向上に努めていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目標	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	【国指針：相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保】

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回
主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員	16人	17人	19人

○目標達成のための方策

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置しており、相談支援事業所等への専門的指導や助言を行います。また、研修会の開催等を通して相談支援事業者の人材育成に努め、相談支援体制の強化を図ります。

地域の関係機関との連携を通して、誰もが、地域の中で自分らしく暮らしていきけるための必要な地域づくりを目指します。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

目標	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	【国指針：サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築】

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	6人	6人	6人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や指導監査結果等を共有する体制の有無及びその実施回数	4回	4回	4回

○目標達成のための方策

市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが必要と考えます。そのため、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ積極的に参加します。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保していきます。

3 障害福祉サービス・障害児支援の見込量

(1) 訪問系サービス

【居宅介護（ホームヘルプ）】

居宅にて、入浴、排泄、食事の介助等を行うサービスです。

【重度訪問介護】

重度の障害があり常に介護を必要とする人に対して、居宅にて入浴、排泄、食事の介護のほか、外出時における移動の介護などを総合的に行うサービスです。

【同行援護】

行動に著しい困難を有する重度の視覚障害のある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供などを行うサービスです。

【行動援護】

知的障害・精神障害のために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対して、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。

【重度障害者等包括支援】

常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に対して、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	144	145	146
	時間/月	1,427	1,437	1,447
重度訪問介護	人/月	12	13	13
	時間/月	4,009	4,343	4,343
同行援護	人/月	29	31	33
	時間/月	606	647	689
行動援護	人/月	23	30	39
	時間/月	353	460	598
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

② 見込量確保の方策

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対して障害福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

また、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【生活介護】

常時介護が必要な人に対して、主に日中に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【就労継続支援（A型・B型）】

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【就労定着支援】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれにとまなう課題解決にむけて必要となる支援を行うサービスです。

【就労選択支援】

就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障害者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援するサービスです。

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする障害のある人に対して、主に日中に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の援助を行うサービスです。

【短期入所】

居宅で介護する人が病気の場合などに短期間施設へ入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	189	190	192
	人日/月	3,617	3,636	3,674
自立訓練(機能訓練)	人/月	7	6	6
	日/月	45	39	39
自立訓練(生活訓練)	人/月	28	33	40
	日/月	458	540	655
就労移行支援	人/月	72	77	82
	日/月	1,122	1,200	1,278
就労継続支援(A型)	人/月	12	12	12
	日/月	228	228	228
就労継続支援(B型)	人/月	222	226	230
	日/月	3,259	3,318	3,377
就労定着支援	人/月	30	34	38
就労選択支援	人/月	-	12	12
療養介護	人/月	11	10	10
	日/月	332	302	302
短期入所	日/月	45	46	46
	日/月	256	262	262
短期入所(福祉型)	人/月	38	39	41
	日/月	226	232	244
短期入所(医療型)	人/月	10	10	9
	日/月	32	32	29

② 見込量確保の方策

今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、市内に不足している重度対応の施設整備も含め、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

生活介護については、特に重症心身障害者の特性に対応できるサービス提供の充実に努めるために、関係機関や事業所等と連携しながら、人材の確保に努めるとともに、施設整備及び新規参入を促進します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業については、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに就労定着支援に対する事業所の参入を促進します。

短期入所については、今後も身近な地域で利用できるよう、サービス提供基盤の充実に努めます。

(3) 居住系サービス

【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

【施設入所支援】

施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

【自立生活援助】

施設やグループホーム等を利用していただいていた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか等を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	155	167	179
重度障害者の共同生活援助	人/月	13	18	25
施設入所支援	人/月	56	55	53
自立生活援助	人/月	1	1	1

② 見込量確保の方策

市内には、重度対応の居住系サービスが特に不足しています。

共同生活援助（グループホーム）に関しては、施設入所者の地域移行の推進が求められる中で、施設からの移行の受け皿や親亡き後も障害者が地域で暮らし続けるための受け皿になることが今後も期待されることから、地域の理解を深めながら、新規事業者の参入を促進するとともに、生活の場の確保に努めます。

施設入所に関しては、支援が必要な人が利用できるようサービス提供に努めます。また施設やグループホームの利用者が一人暮らしを希望する際の必要な支援の充実に努めるために、自立生活援助に対する事業所の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

【計画相談支援】

市町村は、必要と認められる場合、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求め、これを勘案して支給決定を行います。支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。

【地域移行支援】

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保や、地域生活に移行するために障害福祉サービス事業所等への同行支援、入所施設や精神科病院への訪問による相談等の支援を行います。

【地域定着支援】

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談・訪問等の支援を行います。

① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	203	232	266
地域移行支援	人/月	5	5	5
地域定着支援	人/月	27	29	31

② 見込量確保の方策

計画相談支援をすべての対象者に実施できるよう、サービス提供体制の機能の強化に努めるとともに、地域生活への移行者や、計画相談支援が必要な人を把握し、サービス利用の促進に努めます。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(5) 障害児支援

【児童発達支援】

就学前の子供を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

【医療型児童発達支援】

就学前の子供を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

【居宅訪問型児童発達支援】

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

【放課後等デイサービス】

就学中の障害のある子供に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【保育所等訪問支援】

保育所等を現在利用中の障害のある子供、又は今後利用する予定の障害のある子供が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等に対して訪問による支援を行います。

【障害児相談支援】

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	103	112	120
	日/月	1,094	1,189	1,274
医療型児童発達支援	人/月	2	2	2
	日/月	8	8	8
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	回/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	291	315	340
	日/月	2,565	2,776	2,997
保育所等訪問支援	人/月	23	38	64
	回/月	36	60	101
障害児相談支援	人/月	42	47	53
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	2	2	2

② 見込量確保の方策

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。市内には重度対応の施設が不足しており、特に、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。

利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

4 地域生活支援事業の見込量

【必須事業】

① 必要な量の見込

I. 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を行う上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動などを行います。

II. 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

III. 相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人たちの権利擁護のために必要な援助を行います。

(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
相談支援事業				
相談支援事業所数	事業所	16	17	19
障害者相談支援事業	か所	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1	1
住宅入居等支援事業	か所	1	1	1

IV. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用などの視点から、成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障害のある人、精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

V. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などに取り組みます。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	検討	実施	実施

VI. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	人/年	123	123	123
要約筆記者派遣事業	人/年	18	18	18
手話通訳者設置事業	人/年	102	102	102
代筆・代読ヘルパー派遣事業	人/年	検討	検討	検討

VII. 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件/年	12	12	12
自立生活支援用具	件/年	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	14	14	14
情報・意思疎通支援用具	件/年	24	24	24
排泄管理支援用具	件/年	144	144	144
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	7	7	7

VIII. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
終了見込者数	人/年	4	4	4

IX. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	129	137	145
	時間/年	11,273	11,972	12,672

X. 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人が地域において充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等が適正かつ円滑に実施されるための機能強化を図ります。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	か所	2	2	2
	人/年	151	151	151
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	か所	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型	か所	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	か所	0	0	0

② 見込量確保の方策

一定のサービス基盤の確保が進んでいるため、今後は利用が促進されるよう、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業について、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、法人後見に要する運営体制、財源確保、障がい者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等の法人後見推進のための検討を行います。

意思疎通支援が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等へ働きかけ、手話奉仕員の研修の参加を促進し、人材を確保します。

障害のある人の生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

移動支援事業は多くの利用が見込まれる事業であることから、必要な人が利用できるようサービスの利用状況の把握を行うとともに、適切な事業運営に努めます。

【任意事業】

② 見込量確保の方策

I. 訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障害のある人を対象に、居室に訪問し、入浴サービスを提供します。

II. 日中一時支援事業

活動場所が必要な障害のある人等を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	か所	777	871	977
	人/年	11	12	14
日中一時支援事業	か所	4	4	5
	人/年	55	55	68
住宅改修費用助成	人/年	4	4	4
自動車運転免許取得費助成	人/年	1	1	1
自動車改造費用助成	人/年	2	2	2

② 見込量確保の方策

一定のサービス基盤の確保が進んでいる事業については、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

今後も一定のサービス提供を行うとともに、利用希望者に対応できるよう、各サービスの提供体制を構築します。